

特別講座

「時局に沿った労働行政情報について～感染症対策を踏まえた働き方改革～」

令和3年10月19日（金）豊島区立としま産業振興プラザ6階多目的ホールにて、講師に池袋労働基準監督署署長の雨森哲生氏を招き、令和3年度第1回労務管理研究会例会（研修シリーズ①）を開催いたしました。参加者数は15社16名。

概要

①豊島区の中小企業における働き方改革の取り組み事例

2年前に働き方改革と謳われるようになり、多種多様な働き方のため心も身体も健康で働くことのできる環境づくりが推奨されています。その中でも長時間労働の抑制や年5日の年次有給休暇の取得を実現した企業をご紹介します。

取り組み内容（重要なのは役職者の意識改革）

- トップ主導による全社的な業務効率化（好事例は水平展開）
- 幹部メンバーの意識向上により長時間労働を撲滅
- 派遣先に36協定を順守するように要請
- 全社員を対象とした研修による意識向上
- 管理職自ら年次有給休暇の取得促進
- 店舗ごとの年次有給休暇取得計画書の作成
- 派遣先に年次有給休暇を取得できるよう個別に要請
- お盆及び正月時期に長期休暇の取得励行



雨森哲生署長

②ウイズコロナの働き方改革と新しい形

新型コロナウイルス感染症が流行る中で新しい働き方が生まれ、浸透し始めました。テレワーク、ワーケーション、副業・兼業などがありますが、主にテレワークの導入、実施の推進のためのガイドラインについて説明いただきました。



導入の際の留意点（抜粋）

- 導入目的、対象業務、対象者、費用負担等の検討
- 既存業務の見直し・点検
- 労働基準関係法令が適用されること
- 就業規則の変更や労働条件の明示や変更
- 管理方法を明確にし、労働時間の把握に工夫が必要
- テレワークでも事業主の支配下によって生じた災害は業務上の災害

商工会議所の無料法律相談

■実施日：毎月第1～3金曜日（祝日除く）

■時間：午後1時～4時（1人30分）

■会場：東商豊島支部

事前予約制
☎お電話で
ご予約下さい

※相談できる内容は事業に関するものとなります。
※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、中止になる場合がございます。

築みつづける、変わらぬ意志で。

東京商工会議所 豊島支部

TEL. 03-5951-1100

豊島区西池袋2-37-4としま産業振興プラザ4階
池袋駅西口徒歩約10分・池袋駅南口徒歩約7分 ※会員・非会員を問わずご利用できます

豊島区印刷関連産業団体協議会

会長
副会長

亀井 一司
鶴岡 吉正

他役員一同

〒170-0004 東京都豊島区北大塚二一九一六
株式会社亀井印刷内
電話〇三―三九一八―七六一―

不動産仲介業

アーバン富士株式会社

代表取締役 河畑 洋子

東京都豊島区西池袋二丁目三六―一
ソフトタウン池袋四一四
TEL 〇三（三九八四）三〇〇―
FAX 〇三（三九八四）五〇八三